

鄂爾泰と雲南

神戸輝夫

はじめに

雲南郷試副主考

雲南巡撫

雲南赴任

雲南統治 (一) ～ (四)

鎮沅土府の改流

劉洪度の殺害 (一) ～ (三)

離滇

おわりに

はじめに

鄂爾泰(一六八〇～一七四五)、字毅庵、西林覺羅氏、滿州鑲藍旗人は雍正朝期を代表する政治家である。康熙三十八年(二六九九)順天郷試の挙人、同四十二年(二七〇三)佐領壞三等侍衛として聖祖康熙帝に仕え、同五十五

年（一七二六）内務府員外郎として起官した。雍正帝の即位とともに拔擢され、その寵臣の一人として外政内政に敏腕を振るうようになる。

本稿はまず雍正帝と鄂爾泰の關係について、特に鄂爾泰の雲南への起用について述べ、次いで鄂爾泰の雲南における改土帰流政策の実施について触れる。改土帰流は辺境の少数民族に対して清朝が実施した政策で、少数民族の自治的支配を改め、彼らを清朝の統治に組み込むもので、鄂爾泰はその政策実行の立役者であった。

鄂爾泰の雲南滞在は雍正四年二月から同九年十月までの約六年弱に及び、年齢的には四十七才から五十二才までの時期に当たる。

雲南郷試副主考

雍正元年一月、内務府慎刑司員外郎鄂爾泰は雲南郷試の副考官を命ぜられた。⁽¹⁾これは雍正帝の即位にともない「登極恩科」が開かれ、四月郷試、九月会試、十月殿試が挙行されることになったからである。⁽²⁾雍正帝による鄂爾泰登用の始まりである。⁽³⁾時に鄂爾泰四十三才であった。また、これは鄂爾泰にとって雲南省とかかわる最初のきっかけとなった。

雲南郷試において鄂爾泰は許希孔ら十名を及第させた。最も許希孔の答案（朱卷）は最初不合格（落卷）とされていたが、副考官鄂爾泰が落卷を見直し、その中から許希孔のものを捜しだし上位で及第させた。これは鄂爾泰の特別の処置であった。⁽⁴⁾宮崎市定氏の『科挙』によると「正副考官は共同して薦卷（同考官が下見をして筆意精

湛などと認めたもの)のみに就て審査をするを例とするが、一度同考官によりて斥けられたる落卷を取寄せて自ら審査し直すことを得る。而して落卷の中より採りて及第せしむることも許さるるが、但しその成績を五十番以上に置くを得ざる定めである⁽⁵⁾とある。鄂爾泰の処置はこれに該当すると思われるが、彼は許希孔を「これ名元なり」として第一位に置いたといわれる。これは例外的な特別の処置であつた。

鄂爾泰が落卷を再点検するという行動をとつたのは、当時、科場(試験場)の弊が盛んに指摘されていたからである。

例えば雍正元年二月、吏科給事中劉堂は「外省科場の弊は主考にあつて房官(試験監督官)にはない⁽⁶⁾」と述べ、この度の恩科の主考に当たたる「皇上特識慎選」の人たちは「必ず公正と慎重であることを誓い、以後長く積弊を絶つて皇帝の心に副うようにし、実際に学のある人物が及第し、この隆盛の時期に呼応するようにしなくてはならない」と言っている。また同三月、礼科掌印給事中繆沅は「敬んで科場における試験審査官(内廉官)と試験監督官(外廉官)の長年にわたる弊害を正し、法紀を肅正する事を陳べる」という上奏を行っている⁽⁷⁾。また同五月雍正帝はこの度の「恩科」郷試における「落卷」は「検閲」すべきであるという命令を出している⁽⁸⁾。このような科場の問題を考えてみると、鄂爾泰のとつた処置は雍正帝の「特識慎選」に応えたものであつたといえよう。

雲南滞在中の鄂爾泰は、五月に特別の旨を受けて江蘇布政使に拔擢されることになつた。「江南は財政的に重要な土地である。とくに蘇州・松江・常州三府の州県は最も繁雑な地方であり徴収する賦税の項目はわずわらしいほど多く、裁判関係の事件も滞積しておりここで政治に当たたる者は、たとえ縦横の才覚のあるものでも筋

道をたてて統治することは難しい」と称される江蘇への転任は、雍正帝の鄂爾泰に対する信任ぶりを物語る。鄂爾泰は北京に帰つた後、雍正元年八月に任地の蘇州に到着し、同三年九月まで約二年間にわたつて江蘇布政使の職にあつた。この時代の鄂爾泰については、ここは詳細を述べる場ではないが、彼が雍正帝の期待を裏切らなかつた一、二の例を示しておこう。

雍正二年五月、浙江布政使を署理することになつた佟吉図は蘇州にきて、雍正帝の諭旨を次のように鄂爾泰に伝えた。「鄂爾泰は江蘇に行つてからその評判(声色は大變よく、少しも朕の期待に負くことがない。正に彼は天下第一の布政使と言うべきだ)。¹⁰ また同三年十一月、江蘇巡撫張楷は、雲南巡撫に転任した鄂爾泰の布政使時代の治政について次のように報告している。「鄂爾泰が布政使の任にあつた時期に徴収した錢糧は、上納分を除き布政使庫に残つた額は十一万四千五百五十七両であります。私は総督查弼納と十月二十六日に布政使庫に行き櫃毎に検査しましたが、全く不足はありませんでした。また鄂爾泰の報告によりますと、二年余の任期内において得た余剰の銀両は私有せず、穀三万三千二百石を買い蘇州、松江、常州三府の倉庫に貯え賑恤に備えることにしたと言つています。今、後任の布政使漆紹文にそれらを引き継がせたところです」。¹¹

今や鄂爾泰は雍正帝の政治にとつてなくてはならぬ大臣の地歩を固めたといつてよいであろう。

雲南巡撫

雍正三年(一七二四)九月、江蘇布政使の任にあつた鄂爾泰は広西巡撫に移されることになつた。転任の準備

にとりかかった鄂爾泰は、翌十月、改めて雲南巡撫管雲貴總督事に移される。この一連の人事には、勿論雍正帝の意志が働いている。鄂爾泰を辺境の雲南省の巡撫に移すという雍正帝の意図はどこにあったのであろうか。

第一に「私は員外郎から三年のうちに巡撫に超擢され總督を管理した」と鄂爾泰自ら述べるように、雍正帝は腹心の臣下である鄂爾泰を布政使から巡撫へ拔擢することを考えていたこと。

第二に、雍正帝は雲貴両省の統治を重視しており、有能な人物の起用を考えていたこと。

第三に、雍正帝は、第二の問題とも関連して、この機会に雲南省の督撫、布政使などを交替させることを考えていたこと。

雍正帝の意図としては右のような諸点が考えられるが、第二点、第三点について以下のような事情があった。まず第二点について馮爾康氏は次のような指摘をしている。¹³雍正二年には中国西南諸省における大規模な改土帰流の条件は既に備わっていた。残るのはこの政策にあたる官員の認識と態度の問題であった。雍正帝は土司の悪行に対しては、これを徹底的に排除しなければならぬと考えており、雍正二年五月、四川、湖広、広東、広西、雲南、貴州の督撫提鎮に強く土司を制圧する旨の命を下した。これにより何人かの辺境の大官は土司に対する管轄を強化することを求めてきた。

しかし、雍正帝にとつてはどのような強化策をとるか具体案はなかった。雍正三年になり、雲貴總督高其倬が貴州省広順州の仲家苗を統制するためその領域に兵營を建設することを求めた。この計画は認可されずぐに実行に移されたが、長寨において仲家苗の抵抗に出会った。署理巡撫石礼哈と提督馬会伯は相次いで出兵による強攻策を要請した。雍正帝は両者の要請は当然としながらも、彼らは年少であり思慮が万全でなく、強攻策

の成功が望めるのか不安を覚えていた。従つて馬会伯には「輕率妄動」を諫め、石札哈に対しては新たに何世璠を貴州巡撫として派遣し、彼を牽制させた。

何は強攻策に変えて招撫策を要請した。雍正帝は一端はこの変更を認めしたが、何の招撫策は実効をあげるこゝとができなかつた。雍正帝は土司問題を解決するには信頼のおける有能な官員による強攻策が必要だと考え、ここに鄂爾泰の起用を決心した。

馮爾康氏のこの指摘は正鵠を得ていであろう。例えば、雍正三年十月二十八日の馬会伯の摺奏に対して雍正帝は次のように硃批している。「仲家苗が不法であることや以前から地方がいかげん(姑息)であることに就いては、朕は知り尽くしている。上奏している数カ条は善いことではあるが、決して輕はずみに行動してはならない。鄂爾泰は慎重明敏で心から国の為に行動する人である。凡ての挙行しなければならぬことは必ず彼と細かく、秘密裏に相談してから行え」。

第三点について言えば、まず、現任の雲南巡撫楊名時に対する雍正帝の信頼問題があつた。雍正帝は「楊名時は」事を処理する点では普通で愚鈍でまわりくどい人(糊塗迂些的、或は才能もあり操守も堅固な人)¹⁵という両意見があるが、高其倬の評価はどうかと聞いている。これに対して雲貴總督高其倬は「巡撫楊名時は官員として民のために意を用いること並々ならぬものがあります。雲南糧米の徴収において二種の付加税(召買・輕賣)があり、これによつて巡撫は四万兩を得ていました。これは民にとつて大變な負担でありましたが、楊名時はことごとく廢止し地方に大きな利益をもたらしました。事を処理する点ではその才能はやや見劣りしますが、人ともに仕事をするときには甚だ虚心によく協和して行います。もし一人で繁雜重要、急務で大切な事を任せる

には適任ではないと思ひますが、巡撫衙門の規礼では塩規と税規を徴収する以外には他に取受することはありませ¹⁶ん」と、楊名時を評価する報告をしている。

しかし、雍正帝の楊名時に対する評価は高其倬のそれとは異なっていた。雍正三年六月以前において、雍正帝の楊名時にたいする信頼は薄れていたようである。雍正三年六月二十八日の高其倬の摺奏に対して雍正帝は「楊名時は一個の好巡撫ではあるが、先に摺奏するを許さ¹⁷ず」と殊批し、楊名時に過失ありと見ていた。この原因は雍正帝が楊名時に対する他人の非難をそのまま信じたからのようである。これは雍正帝の誤解であつたが、それが解けるのは雍正三年末のことである。¹⁸雍正帝は一時的にせよ雲南巡撫楊名時を信頼できず鄂爾泰を以てこれに交えることを決心したのである。

雲南省高官の交替は巡撫のみに止どまらなかつた。布政使李衛は浙江巡撫に移され、後任には江西布政使常德寿があてられ、彼は雍正三年十二月十五日任地昆明に到着した。更には雲貴總督高其倬の転任が行われた。

雍正帝は次のように言う。「福建は要地なるに因り、なお整理を需¹⁹めてゐるが、その適任者を得られない。また雲南の吏治はこの兩年卿の熱心な仕事により既に整理のめどがついた。因つて卿を引いて閩に行かせることにする。既に伊都立に諭して卿に代わらせようと思つたが、朕は彼では及ばないと思ひ、一方、楊名時は状況をよく熟諳しているので別に旨を發して彼を以て交代させようと思う。ただ未だ彼には旨を伝えていない。しばらくは人をしてこれ知らしめるな」¹⁹。

即ち高其倬は覺羅滿保に代わつて浙閩總督に移り、誤解の解けた巡撫楊名時に「朕は汝を總督に要用す。つとめてこれを為²⁰せ」と伝え、總督を署理させることにした。

雲南赴任

雍正三年十一月一日、鄂爾泰は蘇州を離れ北京に赴き「陛見」を受けることになった。この「陛見」について鄂爾泰は「臣は本来とるに足りない者であります、類い稀な待遇を受け五日にわたり北京に留どまり、六度にわたつて召見を蒙つた⁽²¹⁾」と述べるように、雍正帝から異例の扱いを受けた。このとき鄂爾泰は、江蘇布政使時代の任務過労により七月から健康を害し、二カ月にわたつて臥床し「陛見」の際にも治癒していなかった。雍正帝は肩輿にて入朝することを許し御衣を与え侍坐させ、尚書蔡挺に診察させその処方した漢方薬を二葉与えた⁽²²⁾。鄂爾泰は十二月一日、赴任の挨拶(陛辭)に出向き、侍衛に導かれ壽皇殿の階にて行礼し、翌二日巳刻に北京を出発した。この時にも「御賜の行轎(かこ)⁽²³⁾」により「日に両站余を行く⁽²⁴⁾」配慮を受けた。同月十九日、湖北省襄陽府に到着した。この頃には「飲食ようやく増し、精神ようやく回復す⁽²⁵⁾」と報告できる状態になった。雍正帝は鄂爾泰から健康回復の報告を受けると「朕と卿とは、一種の君臣相互に離すことのできない趣がある。それは実に通りにいっぺんのものではない。即ち無量劫、善縁の齎すところのものである。ともにこれを大事にしよう⁽²⁶⁾」と殊批した。雍正帝は鄂爾泰との関係を神仏の齎したものとしてとらえている。

雲南に向かうこの旅行中に鄂爾泰にとって記念すべき一つの出来事があった。鄂爾泰の夫人邁氏は蘇州から乗船したが、十二月十八日、江陰県で第四子の寧を産み落としたのである。時に船中ではドラの音など騒がしかったが、夫人は脅えることもなく、生まれた子も安らかにしていたので寧と命名したといわれる⁽²⁷⁾。

雍正四年（一七二五）一月十五日、鄂爾泰は貴州省の省都貴陽府の巡撫衙門に無事到着し、巡撫石礼哈と会見した。このときの様子について石礼哈は「臣が面会しました督臣鄂爾泰は精神気色ともに大変よく、病体も完全に癒えており、翌十六日には雲南に向け出発しました」と述べている。²⁸一月二十八日、鄂爾泰は雲南省の馬龍州に至り、ここで印信を接受し二月一日、昆明の衙署に入った。北京を出発してから雲南到着まで二カ月であつた。

着任して間もない二月十四日、鄂爾泰は雲南の政治情勢を次のようにとらえて報告している。

「臣は、以前雍正元年に雲南に派遣された折り、地方の事情を訪ね求めることに意を用い、ほぼその大略を知りました。この度雲南省に入り昆明に至るまでの間、觀察と質問を行いました。その見聞した所を総合してみますと経営や調剤において手をこまねいて無策のまま放っていることはないにしても、旧習を改めず互いに顧みりだけの風がはびこっていることが分かりました」。²⁹いよいよ鄂爾泰の雲南における統治の幕が切つて落とされる。

ところで鄂爾泰の雲南滞在は雍正九年十月までの約六年弱に及ぶことになる。これは雍正帝が考えていた以上長期に亘るものとなつた。雍正帝は雲貴の統治、特に少数民族に対する政策「改土帰流」が成功した暁にはできるだけ早く鄂爾泰を呼び戻したいと考えていた。雍正帝は、雍正四年八月六日付けの鄂爾泰の摺奏に対する硃批において「両江は脚でなければ整理することができない。朕の意は、雲貴両省のすべての問題がきちんと処理される見込みがついたときには脚を呼び戻すことである。脚は交代することのできる人物を一人つくり両江に戻れ。両江に帰り来て、朕とともに大いに力を出し合え。ただ当面の問題については、朕のこの命令

があるからといって、急いで粗忽にしてはならない」と述べている。即ち雍正帝にとって辺境雲貴の安定も重要だが、またそれ以上に漢族の中心地ともいうべき両江（江蘇・浙江）の統治に意を用いていた。従って督撫の職銜を得た鄂爾泰をできるだけ早く両江総督として迎えたい気持ちがあった。鄂爾泰の江蘇における統治の成功はすでに証明されていたのである。

鄂爾泰は雍正帝のこの意図に対して、雍正四年十一月十五日の摺奏で「両江の重要な任務については、愚かな臣の負担できるものではありません。しかし皇帝の恩に酬いたいと思ひますし、仕事の難易についてはあれこれ思案しても仕方のないことです。どうして固辞することがありましようか」と述べ、両江総督への転任を決して否定するものではなかった。しかし、続けて言う。「ただ雲貴両省は辺境にあり、当面の諸問題は緊急を要しかつ重要であります。総ての物事にはまだ見通しがついていません。臣はその解決のために力を尽くしていますが、今少し時日が必要です」³²「両江は別に賢才を抜擢し、臣を三、五年ここに留どめて、きめ細かに時間をかけて計らせていただければ見通しをたてることができます。臣に交代できる人物は今のところ知りませんし、勝手に推薦することもしない積もりです」と述べ、当面は雲貴の統治に全力をあげることを表明した。

このとき鄂爾泰は周辺の人物について合わせて報告している。かつて雲貴総督を署理したことのある楊名時についての鄂爾泰の評価は「誠実端正で内と外に分け隔てなく安寧に統治する力は十分です。しかし軍事にかかわることは切り盛りできません。年令も七十に近く忘れっぽく、観察力や事前の対策にも明敏精彩を欠きます。臣と一緒に仕事を行うのであればよろしい。率直に言つて、内部の任であればかなりの事ができますが外省の任は無理であります」³⁴というものであった。また現任の布政使常徳寿についてのそれは「人格的に好人物

で頭脳も明晰であります。小さな省の巡撫ならば任に耐え得ますが、識見はまだ十分でなく果敢に断行する点も不十分であります³⁵」というものであった。要するに鄂爾泰は自分の周囲に交代のできる人物を見つけることはできなかったのである。

雍正帝はこれに対して「朕の意は元来二、三年を待つてからである。交代できる人物についてはゆつくりと考えよ。その時期になれば朕は自ら諮り問うであろう。両江は適当な人物を得られないのであれば、しばらくはそのままにしておくだけだ³⁶」と硃批している。

雲南統治

(一)

鄂爾泰が雲貴にあつて腕をふるつた期間は雍正四年二月一日の昆明到着から、同九年十月二十五日の同地の出立まで約六年弱の間に及ぶことになった。この間雍正四年十月四日から同十二月二十九日にかけて貴州省城貴陽府にでかけ雲貴両省の交界にある烏蒙地方の苗族への改土帰流を行った。このとき十月二十六日には楊名時に代わつて雲貴総督に任命する辞令が出されている³⁷。雍正五年五月十六日から七月にかけて貴州省の安籠鎮にでかけ粵撫と会い泗城府内の改流について指導した。雍正六年十月、雲貴広西三省総督を特別に授けられた後、雍正七年十一月八日から翌八年一月にかけて再度広西に赴き、省城桂林にて広西全体の指導を行い同省の

巡察を行った後、貴州を経て雲南に帰任している。³⁸⁾

鄂爾泰個人のことについて言えば雍正六年一月世襲阿達哈哈番を、同七年一月三等阿思哈尼哈番を受けた。同七年十月特恩により曾祖父まで三代を追贈され大臣兵部尚書が、鄂爾泰自身には少保の銜が加えられた。³⁹⁾ 雍正五年五月十三日には第五子必(のち忻)と改名が、同七年六月一日には第六子宜(のち讓)と改名がうまれている。正に公私に亙って多忙な雲南時代であった。

『宮中檔雍正朝奏摺』には雲南赴任の途中湖北省襄陽府から出した「奏報病休痊癒摺」(雍正三年十二月十八日)から、離任直前の「奏報古州苗彝勦撫事竣摺」(雍正九年九月二日)の上奏に至るまで計二百九十八本の奏摺が収録されている。⁴⁰⁾ これらの摺奏を鄂爾泰の下から北京の雍正帝に運んだのは「家奴」と記録される鄂爾泰個人の私人(家人)である。右の摺奏にはそれらの人物として七斌、雅思哈、保玉、戴住、達磧巴、李保、関保、張強らの名が見えている。このうち保玉、李保、関保の三人は総称して「三保」とも呼ばれた。彼らは鄂爾泰の腹心としてその使命を果たし、また雍正帝からも信頼され雲南への帰途には銀十兩などを度々支給され、駅遞の利用においても特別の扱いをうけた。彼らの昆明と北京との往復の日数は約二カ月半であり、片道約一カ月余で動いたことになる。彼らは鄂爾泰の雲南統治を陰で支えた功労者であった。

すでに指摘したように土司対策は雲貴広西三省に共通する少数民族問題であり、特に土司の所轄する地方を清朝の直轄地に組み込むいわゆる「改土帰流」の推進は雍正帝が鄂爾泰に最も期待した所のものであった。この点は後に触れるとして、鄂爾泰が着任後まず打ち出した二、三の施政について見ておこう。

鄂爾泰は前任の江蘇布政使時代に行った統治方法に倣い「実政四条」⁴¹⁾「実政十三条」⁴²⁾などを明らかにした。

「実政四条」は、「旧習によつて改めないことを戒める」(戒因循)、「類を作することを禁じる」(嚴朋比)、「少数民族対策を重んじる」(重彝情)、「風俗を正す」(正風俗)の四条である。「実政十三条」は次のとうりである。「重い付加税を禁じる」(禁重耗)、「私的な寄付取り付けを禁じる」(禁私派)、「開墾に勤める」(勤開墾)、「使役の多用を禁じる」(禁濫差)、「土風を正す」(端土風)、「遊民を取り締まる」(禁遊民)、「塩法を正常化する」(疎通塩法)、「訴訟を唆すことを禁じる」(禁唆訟)、「下級官僚を監督する」(飭佐貳)、「役所に巣くう無頼を一掃する」(飭拿衛蠹)、「官員を戒める」(飭官員)、「河川を開くことを勤める」(勤開河)、「兵士を戒める」(飭兵士)。

右の各政策の内「端土風」「禁唆訟」「禁遊民」「飭佐貳」「飭拿衛蠹」「飭官員」などの項目は江蘇布政使時代に出したものと重なり合う。鄂爾泰がこのような統治方針を明確にしたことは雲南の政治に新風を吹き込んだ。案じられた健康も「雲南の風気は盛夏に当たるとはいえ温和なことは春のようであります。臣の体にとって健康を守る上で大変良く、病にかかった以前の健康状態と比べてみても一層壮健さを増したようです」と述べるように全く心配が無くなった。

鄂爾泰と交代した楊名時は雍正四年四月二十日の奏摺で鄂爾泰の統治ぶりを次のように報告している。「鄂爾泰は着任後三カ月余りになります。吏治、辺情について熱心に整理し統治を行っています。臣は長い間雲南におりますので彼と対面した時にはいつも普段から知見したこと、たとえば部下の賢否、伝聞の虚実、兵や民の情勢について随時逐一話しております。撫臣鄂爾泰は骨に苦を刻むような、見識をもった人であります。また文書により細かい事などを相談し協力して事にあたるよう務めています。またそれから二カ月後の六月九日の奏摺においても「鄂爾泰は着任以来ちようど五カ月になろうとしています。臣の見たところ彼は苦勞を厭わ

ず力を尽くして仕事を行い、計画を巡らすには慎重かつ細やかで、初めから終わりまで配慮が行き届いてい
ます。いわば何を行っても安定しており堅実と申せましょう⁴⁶」と述べている。

雍正帝はこれらの摺奏に殊批して「汝ら二人は皆清正秉公の大臣にして、同道相い濟け自然に和同する者な
り。この奏を覽て朕倍に嘉悦を加う。鄂爾泰はこの時の封疆大臣中の卓異の人なり⁴⁷」。「汝の上奏を待つまでも
なく内外の諸王大臣中で朕が深く心を許す者は怡親王、高其倬、鄂爾泰の三人のみ。彼らは多く得難い人なり⁴⁸」
と述べている。

雍正四年十一月十五日の上奏で鄂爾泰は「雲貴永遠の利」のために「少数民族の統制が取れていないこと」
（彝情之無制）、「軍隊の不振」（軍伍之不振）、「土地の有利さを生かしていない」（地利之未盡）、「水陸交通対策が講ぜ
られていない」（水陸之不講）の四点を变革しなければならぬとしている⁴⁹。「彝情之無制」が第一に上げられて
いることは注目に値する。

(二)

六年弱に及ぶ雲貴広西三省の統治において、鄂爾泰はこれらの地域の各種少数民族にどのように対処したの
であろうか。鄂爾泰に代わって総督を署理した後任の高其倬、雲貴総督には再任であり当時西江総督の任にあ
ったかれは、着任後間もない雍正九年十二月十五日の摺奏⁵⁰において鄂爾泰の行った少数民族対策を地域的に次
のように分析している。

即ち、雲南では（一）昭通、鎮雄、東川（雲南東北部）（二）普洱、茶山、車里、鎮沅、威遠、元江、新平（雲南

西南部)、貴州では(一)古州、清水江、丹江、都江上下、來牛、定旦、九股八寨(貴州東南部)(二)長寨、帰化二營の所轄の地方(貴州西南部)、広西では八達、鄧横地方(広西西北部)としている。

鄂爾泰自身は雍西六年一月八日の摺奏で雲南については「大局的に見れば東は東川、烏蒙、鎮雄、西は鎮沅、威遠、恩樂、車里、茶山、猛養、これらの地域は皆凶暴な異民族の根拠地であり、以前から民に害を与えてきました。誠に計画的に統治することが望まれる所であります。雲南全体の辺境地域ではこの数カ所を永遠に安寧に整えることが最善の策であります」と述べている。

雍西帝は鄂爾泰の行ったこれらの統治について「雲貴広西三省はみな辺境にある。彝土人(少数民族)は横暴不法で従来整頓していなかった。朕は鄂爾泰と二人で料理し、数年以来、彼の心を尽くしての計画と力をこめた統治で、先頃より各所の彝疆少数民族地域は次第に整頓され既に緒に就いた。もし鄂爾泰でなければ、他人では断じてこのように料理することは考えられなかったし、このように料理することもできなかったであろう。現在既に成果が現れている。もし鄂爾泰をして彼の地にあつて統治させれば、一、二年の内に各民族は清朝に帰することいよいよ深く、法を奉ることいよいよつとめ内地と同じく永遠に安寧静謐になるであろう」と述べ、鄂爾泰の統治に最大ともいふべき賛辞をおくり高く評価した。

この同じ硃批の中で雍正帝は高其倬については「汝は鄂爾泰に及ばず。かつ元來機敏でない(寛厚)という評判がある。この交代の際に各所の彝人(少数民族)がそれに乘じて幾分か縦恣し、不法を為すことがないか甚だ不安である」といひ、高其倬と鄂爾泰に対する従来の評価を転倒するに至っている。

このように鄂爾泰の少数民族統治は雍正帝の期待を裏切るものではなかった。本稿は先に高其倬が分類した

地域の中から、雲南省西南部における鄂爾泰の統治について考察を進めるものであるが、それに先立つ高其倬の同地域の統治についても述べていきたい。

(三)

まず高其倬にしろ鄂爾泰にせよ清朝の地方大官は雲南西南部の地域をどのように認識していたのであろうか。問題の地域、雲南省西南部(特に魯魁山から哀牢山一帯)は少数民族の根拠地の一つであった。雲南省の行政区画でいえば元江州、鎮沅州、普洱府がその範圍に含まれる。⁵⁴⁾

高其倬は「少数民族(野賊)は従来より魯魁一山を逃亡の藪としていました。江を隔て哀牢の一山があります。その深遠なことは魯魁に数倍し、従来少数民族は事急なるときは必ず魯魁に逃亡しました。魯魁に兵站が置かれ庄迫されると彼らは必ず哀牢に逃亡します。彼らが魯魁に逃げ込むときは攻め捕らえることは易しいのですが、哀牢に入るときは攻め滅ぼすことは難しいのです。従来より皆『林深く箐密にして搜捕難し』と言っています」⁵⁵⁾と報告している。常德寿も「雲南の少数民族(彝獠)で法を守らず、最も狡猾で強く、死をも恐れないのは魯魁山の各種獠賊並びに威遠の獠黒」⁵⁶⁾と言っている。「各種獠賊」「威遠の獠黒」というのは現在の少数民族の呼称で言うところの彝族(彝族) || 獠、拉祜(ラフ族) || 獠黒を指している。

鄂爾泰もこの地域には「獠黒、苦葱、擺彝、窩泥、大頭獠擺などの類の彝種(少数民族)は一種だけでなく、哀牢、魯魁の間に出没いたします」⁵⁷⁾と述べている。苦葱はクソウ族、窩泥はハニ族、擺彝・大頭獠擺は彝族をさしている。正にこの地域はタイ族なども含めて民族の坩堝であり、彼らは山地部、平野部など高度によつて

居住域を住み分けていた。

高其倬の時代に問題になったのは魯魁・哀牢の西南に位置する土司支配地域であった。即ちそこには威遠土州、鎮沅土府、車里宣慰司などの少数民族が独立的に統治する地域があり、清朝の直接統治が及ばなかった。特に威遠土州は「従来野賊（少数民族）は勝手に暴れ、いつも威遠を頼みとして捕縛を逃れる巢穴としていた」と言われ、「狡猾でよこしま」な土知州刀光煥の支配地域であった。高其倬は「臣の愚かな考えを述べるならば、威遠土知州をまず改土帰流しなくてはならない」と述べていた。これは従来この地域の少数民族に自治的支配を認め、間接的に影響を及ぼしてきた清朝が雍正時代に入って次第に統制を失ったことを意味する。

いま少し時代をさかのぼるならば康熙二十七年（一六八八）、雲貴總督范承勳、臨安知府黃明、臨元鎮總兵馬山らが、この地域の「頭目」といわれる楊、方、普、李の四姓の者を清朝の影響下に置いた。その結果、清朝は「賊首」楊宗周に土県丞、「彝目」普為善、方從化、李尚義に土巡檢を授け、彼らからは署名入りの保証書（甘結）を提出させ、新平、元江地域に土地を与えて住まわせる（安插）ことにした。

以来、雍正元年（一七二二）に至るまで三十数年が経過した。この間に数世代にわたって「授職」が世襲され、彼ら頭目は「土司及びその子弟、頭人と皆婚姻を結ぶ。ある者は拝して父子となり、ある者は盟して兄弟となる」状況が生み出され、清朝の統制が次第に及ばなくなった。これに対処するため清朝はまず、李姓に与えていた土巡檢の職を犯罪を理由として免職（革去）した。ところが雍正元年十二月、この地域の少数民族の間に衝突がおこり、それが清朝との問題に発展した。

事件の発端は土巡檢方從化の後継に当たる方景明に率いられた「大頭目」普有才、普阿黒、普白則、李三斤、李篋巴、方四と施和尚、施糯利、施糯片、施賊勒ら施一族との衝突である。その原因は方景明らが慣習的に行ってきた「保頭錢」(一種の人頭税と思われる)の権利をめぐる争いであつた。施和尚が方景明らによつて殺害されたことから、施糯片は清朝に保護を求めた。清朝地方官はこれを機会に弱体化しつつあつた少数民族の統制に乗り出し方景明らを弾圧した。方景明、普白則、李篋巴は地方官の説得を聞き入れ元江において投降した。⁽⁶³⁾ ついで普阿黒、李三斤が方景明の説得により投降し、ここに「元江、新平一帯の『保頭錢』を取る大頭目はすでに十の六、七を捕う。ただ普有才、陳阿巴のみは逃走す」と言われるように清朝の統制が回復しつつあつた。陳阿巴は「土憂の裸目」⁽⁶⁵⁾「討保の悪党」⁽⁶⁶⁾といわれるラフ族のリーダーであつた。

清朝はこの事件の決着のために次のような処置を取つた。⁽⁶⁷⁾

第一に土県丞楊世恩およびその宗族にはこの争いに参加するものは無かつたこと、楊世恩は自ら配下の兵(士練)を率いて地方官に協力したことにより土県丞を今後とも世襲することを許した。

第二に方、普二姓に与えられていた土巡檢は、世襲を許さず免職とすることとした。

第三に逮捕した大小頭目を処罰した。大頭目と見なされていた方景明、普阿黒、李三斤、李篋巴、方四の五人は死刑に処すべきところを、今後のみせしめのために省城に送られ永遠に禁固することにした。方景明の配下の小頭目については、平素より凶悪とみなされていた者については足の筋を一本切つて廢人とした。愚懦な

る者は各地方に送つて軍の苦役に当てるか、錢局で水汲みをし錢を磨かせ(挑水磨錢)、また二十才以下の者は各地方官において監督(安插)することにした。一方、施賊勒ら三名およびその家族は元江城内に房屋を与えて居住させた。

第四に逃亡中の普有才、陳阿巴及びその追従者に対する処置を公表した。地方官が進攻する以前に投降する者は法によつて処分することを免じ、罪状を軽減して地方に送つて居住させる。包圍された後投降する者は兩足の筋を切り廢人とする。抵抗する者は斷固鎮庄し法に従つて厳しく処分する。

以上の処置の中に清朝がいかに少数民族を扱おうとしているか伺えるであろう。少数民族にとっては非常に厳しい処置であつた。

逃亡した普有才と陳阿巴はどうなつたであろうか。雍正二年四月、普有才の一妾、一女、奴僕ら五名は途中で捕まつたが、普有才自信は鎮沅土府の境から威遠土州に逃げこんだ。これは威遠土知州刀光煥と普有才が「父子」の關係にあり、普有才の諸子も刀光煥の子と兄弟の盟を結んでいたからである。刀光煥は地方官の捕獲命令を無視して普一族を匿つた。これを見て雲貴總督高其倬は威遠土州の改土帰流を決意するに至つた。周辺の楚姚鎮、臨元鎮から計五百名の兵を派遣し、守備楊國華の率いる「健兵」百余名とともに威遠に入り、刀光煥を始めその四子、三弟ら一族を逮捕し省城に送り、同年五月、懸案の改土帰流を実現した。⁶⁸⁾普有才は三圍地方から慢明地方に逃亡したが、途中、妻が捕まり子の阿黑勒は殺害され、配下の頭目三肛塔ら十二名は元江に赴き投降した。普有才は剃髪し髭も剃り落とし、独り阿古龍山内に潜伏を続けた。

陳阿巴はどうなつたか。雍正二年四月、陳阿巴は弟の二瘋子とともに根拠地の土憂から逃亡し、途中で方景

明の余党を吸収し六、七百人の勢力となつて車里宣慰使統治下の茶山一帯に入つた。その途中、威遠土知州刀光煥の支配域を通過したが、かれらも普有才と同様に検束される事なく、かえつて食糧などを贈られ官兵の消息さえ提供された。箆得地方から整董地方において官兵と交戦し老常ら五名の頭目と二瘋子が捕らえられ、期奩ら二名が殺害された。老常はその場で処刑され、二名は省城に送られ衆人監視の中で処刑され、二名は現地に止められた。車里地方に入つた陳阿巴への追及も厳しく、彼の首には懸賞がかけられた。八月、官兵の追撃により勢力が二分され、大頭目白臉ら四名を初めとして三十三人が殺害された。陳阿巴は蛮先の小寨に逃亡したが、二十三日、包囲されて自殺した。十五、六才といわれる陳阿巴の一子は元江地方の深林に潜んでゐると報告されている。⁽⁶⁸⁾

雍正元年に起こつた雲南西南部の少数民族の騒動は以上の経過をへてひとまず終息した。こうした時期に鄂爾泰が赴任して来る。しかし、この地域の少数民族の活動は決して眠り込んでしまつたわけではない。

鎮沅土府の改流

雲南に赴任した鄂爾泰が西南部の少数民族に対して行つた第一の施策は、かねてより計画の出でいた元江府城の移転と普洱城の拡張の問題であつた。特に元江府城は順治十七年に改土帰流してからそのままになつており、布政使李衛は移転を主張してゐた。⁽⁷⁰⁾ 鄂爾泰は調査の結果、移転の計画を退け現在の土城を磚城に改築することに決定してゐる。普洱城については拡張の必要なしとした。⁽⁷¹⁾ 第二は普洱、茶山、威遠などの周辺に官兵の

駐屯地を増設し、少数民族を圧迫することであつた。⁽⁷²⁾ いずれも赴任後二カ月弱で結論を出す迅速な処置であつた。第三は鄂爾泰が最も重要として見なしていた鎮沅土知府の改土帰流に着手したことである。⁽⁷³⁾

鄂爾泰は「雲貴の最大の憂いは苗獠問題より甚だしいものはありません。苗獠の憂いは実は土司に由来するものです」⁽⁷⁴⁾ という認識を示していた。当時、鎮沅土知府の刀瀚と霑益土知州安于蕃は「勢いは重く地は広く、雲南土司中の統治の困難な者」⁽⁷⁵⁾ と言われていた。

鄂爾泰によると「刀瀚の人となりは本来凶暴で偽り多く、性格は貪婪であります。威遠の塩井が清朝の管理になつたことから長らく法を無視する態度を取つていました。強引に田地を占領し燃料用の柴薪を奪い、塩の生産者（炉戸）を威嚇し塩井の兵に暴力を働き、地方に害毒を流しています」⁽⁷⁶⁾ と言ひ、布政使常德寿も「刀瀚はちよつとした事にも言い掛かりをつけて金品を要求します。少数民族（彝衆）は塩井に逃げ込んで塩の生産を行い、そのまま流民として保護を求めています」⁽⁷⁷⁾ と述べている。これらの報告からみると、刀瀚はかつては自分の管理下にあつた塩井（土井）を清朝に奪われたことに不満を抱いており、度々塩井の利益奪還のために「不法」を働いていたようである。

雲南は海岸線から遠く離れていたので塩の供給は省内の塩井によつていた。鎮沅府の周辺には按板井、抱母井など有力な塩井やその他の小さな土井が多くあり、かつては少数民族の管理下にあつたのである。

鎮沅土知府の改土帰流を実行することは鄂爾泰の力の政策を示すものであつた。雍正六年六月二日、鄂爾泰の命を受けた遊撃楊国華らは鎮沅府城に進駐し、同十九日、刀瀚を逮捕、印信、号紙を回収した後身柄を臨安經由で省城に送つた。鄂爾泰は「改流の法は計略をもつて虜とするのを上策とし、軍をもつて征圧するのを下

策とします。自ら投降させるのを上策とし、投降を強要するのを下策とします⁷⁸⁾と述べているから、この度の改流はまさに「上策」であつたと言えよう。この報告を受けた雍正帝は「是當の極み。実に朕の懷を慰む」と殊批した。

改土帰流後の一連の措置を行うために楊国華、威遠同知劉洪度らの「幹員」が駐在し、土司管轄下の田畝、戸口、銀兩、穀物を詳細に調査し帳簿に記録する作業が実施された。両者は鎮沅土府では毎年徴収する米石は百石、銀は三十六兩と定められていたが、実際には米千二百石余、銀二千三百兩余を徴収している。即ち「徴収して私有したのは数十倍、数百倍、倉庫に輸送したのは一、二割りにも及ばない」と報告している⁷⁹⁾。

鄂爾泰はまたこの機会をとらえて併せて按板井の改流も行つた。按板井は鎮沅土府下にあり土長官司刀聯斗が管轄していた。かれは「凡庸で言行が一致せず、悪賢い漢人（奸漢）や少数民族の頭目（把目）の指図を受け、害を地方に流し漢民からも少数民族からも恨まれてゐる」⁸⁰⁾人物であると報告されている。楊国華、劉洪度は兵百名をもつて進駐し、刀聯斗は死を免れることを条件として印信、号紙を持つて自ら投降し、改流を受け入れた。改流された鎮沅府の統治は正式に流官が発令されるまで威遠同知劉洪度が署理することになった。

霽益州、鎮沅府、按板井の改流を同時に素早く実行した鄂爾泰は「強きこと安于蕃、刀瀚の如きでない者、勢い刀聯斗の如きでない者は、皆法を守り誠意を示し、威力を用いなくてもよくなり、辺境の軍糧も少量あれば十分足ります⁸¹⁾」と述べ、この度の改流の成果が大きいことを豪語している。

劉洪度の殺害

(一)

鄂爾泰は「鎮沅が改土帰流されて以来八カ月、少数民族（彝民）は落ち着き心服して、異議を唱えるものも無い」と報告していたが、その舌の根も乾かない内の雍正五年一月、鎮沅府を署理していた威遠同知劉洪度が少数民族によつて襲撃され殺害される事件が起こつた。劉洪度はもと辺境の軍需を管理し、その功績が認められて石屏州、師宗県において試用され、次いで威遠土知州の改流によりその流官（同知）として正式に登用され、鎮沅の改流後はその管理者ともなつていた。

事件は雍正五年一月十七日の夜に勃発した。鎮沅の「彝賊」（イ族）、威遠の「猓黒」（ラフ族）などの少数民族数百人が劉洪度の役所を襲い放火して劉を殺し、更に塩店、兵舎を焼き、銀両を奪い囚人を解放して退いたのである。

鄂爾泰から事件の報告を受けた雍正帝は「改土帰流は確かに素晴らしい事だ。しかしそれには人を得る事が肝心だ」⁸²「劉洪度には殺されるだけの理由があつたのだ」⁸⁴と劉の統治の在り方を叱責している。しかし次には「この事件はこれまでの統治方針が徹底しなかつた事が原因である。朕はかつて改流した所は十分留意すべきだと諭したのは、このような事が起こるのを恐れたからだ。この事件を契機に禍を転じて祥となせ」⁸⁵と述べ、

改土帰流のやり方に徹底を欠くことがあつたと指摘している。

この事件の原因は大きくみて三つあつた。

第一は、「田を調べ税額を決めることや法を施行することが厳しい⁸⁶」と言われるように、改流後に劉が実行した旧土司支配下の田畝に対する没収調査が苛酷であつたこと。例えば「鎮沅の土目、土役は元百余人いた。彼らは皆少数民族（彝民）の田地を占有し、税を土司へ納れさせると共に租をも徴収していた。劉洪度は土地を彝民に返し税のみを取るようにした。土目らはしばしば元に戻すことを求めたが許されず、これより劉を恨んだ⁸⁷」とある。また「知府（劉）は民田をすべて没収しようとしている。続けて土地を私有するには一石種田に銀二十四両を前納すべきだと言っている。その期限は威遠から塩を運んでくる日であり、劉は自ら銀両を徴収し、違う者は重く処罰する積もりだ⁸⁸」と「浮言を捏造し、彝衆を煽り惑わした⁸⁹」と言われている。

即ち土知府刀瀚時代の「族舎」「土目」「土役」らの旧支配層が、改流によつて失われた既得權益を奪い返そうとして「彝民」「猓黒」をも巻き込んで劉に報復しようとしたのである。改流にともなう旧支配層の抵抗は他の場所においても度々生じた事件であつた。

第二は、従来少数民族の管轄下にあつた塩井の利益（塩課）が、改流後は清朝の支配下に置かれたこと。塩井については先にも少し触れたように、按板井は土長官司刀聯斗の管轄であつたものが改流され、清朝の管理に帰していた。「少数民族（野賊）及び土官、土棍の支配するところ⁹⁰」のものと言われる抱母井も同様であつた。その他「普洱一帯では土井数カ所あり。いずれも少数民族が占拠し利を貪っていたが、徹底的に調査され清朝の管理に入つた⁹¹」と言われている。この結果、従来少数民族が一年で約四百万斤生産し、約二万両余の利益を上

げていたのが失われた。一方、改流が清朝に齎す大きな利がここに見られる。清朝はこの利益を軍糧の財源に繰り込んだ。

第三は、劉洪度およびその家人らの少数民族に対する扱いが厳しかったこと。劉は放火、殺人の罪名で「猓黒」五名を逮捕し、一名を処刑した。これに対して「悪目」刀西明、刀如珍、刀廷貴、陶奔帰らは「署府（劉）は民を扱うに残酷薄情⁹²」と仲間を煽動した。また「劉太爺」の家人は民を蹴り殴り、銀両を強要する。今日草料を求めると、明日は柴薪料を求める。朝から晩まで追いかけて廻し、毎日の銀錢は三、四、五錢となる⁹³」と言っている。

以上のような状況を見ると、改土帰流が少数民族のうえに及ぼす影響がいかなるものであったか想像される。改土帰流は土司による苛酷な賦税を排除し、土司のもとで隷属的な身分にあつた少数民族を解放するものとして、また経済的にも一歩進んだ段階に導くものとして評価される場合があるが、⁹⁴少数民族はあらたに清朝の封建体制に組み込まれることにより、従来に変わらぬ収奪と支配を強制される事になる。

(二)

劉洪度殺害は周到に計画された。この計画に参加したのは鎮沅、元江、新平、普洱、茶山一帯に居住する各種の少数民族であつた。即ち「彝人」（イ族）五百、「猓黒」（ラフ族）三百、「窩泥」（ハニ族）四百、「大頭攏猓」（イ族系）二百、「攏彝」（イ族系）四百、「苦葱」（クソウ人）などが参加した。「驚愕し慌てて逃げ隠れた彝民は三千余戸⁹⁵」とある。首謀者は最初は刀西明、刀廷貴、刀廷傑、刀璋、方老長、陶正紀、陶運武、張開坤など三十余名

を上げているが、後には首謀の犯五十名を捕獲し、なお未獲の者は刀如珍ら数名と言っている。⁹⁶

襲撃は鎮沅府と按板井を同時におこなった。鎮沅では各路の入り口をふさぎ、まず劉の居る「上衙」を襲い印信を奪ってから劉を殺した。衙署に放火した後、「下衙」に行き塩店、兵舎に放火し、監禁されていた「猥黒」などの囚人を解放した。

清朝官兵は二月十四日鎮沅府城を奪回した。この時、旧土知府刀瀚の子刀輔宸、「彝目」刀沛、刀瀚の母など九十余名が出迎えたが、彼らは清朝に恭順の意を表したものと思われる。各地に逃亡した首謀者の追捕は四月末までかかった。五月四日、刀如珍とその妻女、男婦九名が捕らえられ事件は一応終息した。捕らえられ省城に送られた者六十名、死傷した者九百四十一名、うち斬首した者三百八十四名。首謀者と目された刀如珍、刀廷貴、陶波公、刀西明、刀西侯、陶国貴の六名は省城の市場で斬首された。劉洪度殺害の下手人で、監禁中に死亡した葉在皐は首を切られ、先の六人の首級とともに鎮沅に送られ懸掛された。⁹⁷ 清朝が取り戻した銀両は塩課銀三千八百余両、その他の銀四万二千余両という膨大な額であった。鄂爾泰から事件の処置について報告を受けた雍正帝は「料理甚だ是なり」と殊批している。⁹⁸ この劉洪度殺害事件はラフ族の歴史においては有名なものであり、今日も少数民族の改土帰流に対する抵抗運動として特筆されている。⁹⁹

鄂爾泰は事件の首謀者、関係者に対する処罰だけでなく、省城に止めてあった改土帰流後の各土司らについても特別の処置を取った。それは「もと威遠土知州」刀光煥は省城に置いています。雲南は色々と複雑な地域であり、その動きを偵察しておくのは難しい¹⁰⁰ という問題が生じていたからである。

結局、刀光煥、刀瀚、安于蕃、高德厚及び監禁中の「土目」はすべて雲南、貴州、四川、広西、湖南五省以外の所に送り、雲南とは全く隔離してしまふ政策を實行したのである。^(四)

離滇

鄂爾泰は雍正八年（二七三〇）十一月二十八日の摺奏で重ねて「陛見」の要望を表明し、できれば翌九年八月に雲南を出発し雍正帝の生誕の万寿礼節前に北京に到着したいと懇願した。これに対して雍正帝は、鄂爾泰が上京する条件は辺境三省の安定次第であるから八月に出発することをあらかじめ決定する必要はないと返答していた。しかし鄂爾泰の願望は止みがたく雍正九年五月には「雲貴広西三省には別に大事はありません。その地方の諸務は三撫臣がすべて良く管理していただきますので心配する事はありません」と言い、上京中の総督代理として貴州巡撫張広泗を推薦してさえた。再三の懇請ではあるが、この件に関する雍正帝の考えは堅かった。

雍正帝は次のように鄂爾泰の要請を退ける。「卿が北京に来て朕に会うのは君臣間の感情を一時的に確かめあうに過ぎない。雲貴広西三省の少数民族地域（苗疆）は平定されて間もなく、依然として鎮静と弾圧とを必要としている。また善後の処置も整頓が求められている。朕の万寿礼節は宮廷にいる臣下においても祝事をさせないようにするのである。慌ただしく一見するのでは満足な気持ちにもなれないと思う。朕は色々と考えを巡らしてみたところ、総督の任務は高其倬を派遣して受け継がせるか、三撫臣に行わせるかについては後に指示を与えることにしたい。朕の意見は、今冬か明春卿を上京させようということである。朝廷にあつては機務に精

通した人材が少ないのである。朕は全体を計り巡らしているものであり、卿はしばらく朕の命令を待つてから行
動せよ。八月に上京したいという時期設定については確定とするな^(四)。このような雍正帝の考えを示されて、鄂
爾泰は上京を見合わせざるをえなかつた。

ところが八月十日、一転して「陛見」が許されたとの知らせが届いた。この間の雍正帝の心境の変化につい
てはとらえにくいのが、「朕に考えるところ機宜があり、鄂爾泰と直接会つて相談したいし、度々の陛見懇請に
おける彼の心情や言動には心が動かされた^(五)」と述べるるところから推察する外はない。

この報はすぐに雲南中に知れ渡ることになった。巡撫張允隨は「省城の紳士、有力者耆民、商賈および城内
駐屯の各軍營の隊目、兵丁に至るまで、もし總督が上京したまま帰来することができないなら、我々は何を頼
りとしたらよいのであろうかと痛哭し泣かないものはありません^(六)」と述べ、鄂爾泰の帰任を雲南全省の要望と
して強く願つた。これに対して雍正帝は「鄂爾泰は京に来て陛見すれば、自然に任に帰る。どうしてこの事を
明白に諭さないで、かえつて後任者の優れていることを言うのか。これはどうした考えか^(七)」と殊批しているし、
高其倬に總督を署理させていることなどから見、雍正帝には「陛見」後、鄂爾泰を帰任させる意図もあつた
と見てよいであろう。こうした意図をふくめて急遽「陛見」を許可したものであろう。

两江總督のまま鄂爾泰の後を署理することになった高其倬は、九月十九日に昆明に到着した。鄂爾泰は数日
に亙つて交代の引き継ぎを行い、翌十月二十五日、省城を出発した。鄂爾泰は出発に先立ち蔵書二万巻を昆明
の五華書院に与え、總督衙門の余銀を水利興修の費用として残した。鄂爾泰がいざ出発すると「兵、民は道を
遮り歓呼し^(八)」「紳士、軍民は碑を立て書院を建立し思慕の念を誌る^(九)したい」と願つた。鄂爾泰は再三これを拒

否すると言っているが、曲靖府に慶雲書院が建立された。

鄂爾泰は十二月北京に着き、翌十年一月念願の「陛見」を果たした。鄂爾泰五十三才であった。しかし、雍正帝はかつて鄂爾泰を兩江總督に着けたいと考えたことも、或は彼を雲貴に帰任させるといふ意図も実行しなかつた。鄂爾泰は北京に留どまり「陛見」後、大学士馬爾賽が西北に遠征した跡の缺(ポスト)を受け、保和殿大学士として入閣し首位にあつて雍正帝を輔弼することになつたのである。

雲南の張允隨からは鄂爾泰の離滇後、総兵官徐成貞が「驕縱狂傲」⁽¹¹⁾であり、配下の兵も「地方を虐待し約束を聞かず、ある者は夫役や鶏酒を強奪し、ある者は土婦を捕らえて水を負わせ柴を採らせ、常に告発を受ける」といふ状況が生じたことを伝え、大学士の銜を帯びるに至つた鄂爾泰の帰任を強く願つた。しかし、鄂爾泰は北京において中央政治に参画し、以後二度と雲南に帰ることはなかつた。

おわりに

鄂爾泰は雲南總督として雍正帝の期待に応えて改土帰流に抜群の「功績」を發揮した。雲南省西南部に於ける改流はその手初めであつた。しかし、この地域の少数民族は清朝の直接統治を受けるようになってからも、しばしば抵抗を試みている。改流された鎮沅府にあつても、雍正六年二、四月にかけて少数民族の間には急死する者が多く出たが、それは劉洪度の幻影を見たからだといふ噂が流れたり、知府の衙門の吏役人も劉の幽霊を目撃したとの不穏な話が伝わつていた。⁽¹²⁾ 実際、鄂爾泰の事件処理後も威遠のラフ族扎鉄匠、周大妹やイ族の

李百晷らが威遠、新平一帯で抵抗を続けているという報告も入っていた。⁽¹¹⁾

また鎮沅から更に南の車里宣慰司地方では、ハニ族の抵抗運動も雍正五年末から始まる。⁽¹²⁾ これらの地方の少数民族の活動は清朝の統治を受けるようになってからも止むことはなかった。清末の一八六〇年代には、回族の大運動と結びながら哀牢山の一帯ではハニ族を中心とする抵抗運動が繰り広げられる。

鄂爾泰の六年弱にわたる雲南統治は清朝にとっては高く評価されるものであったが、少数民族にとっては新たな闘いへの出発点になるものでもあった。

注

(1) この時の正考官は翰林院檢討胡瀛である。

(2) 定例の雍正元年癸卯の郷試、二年甲辰の会試、殿試は二年にまとめて挙行することにした。即ち二月郷試、八月会試、九月殿試である。

(3) 雍正帝が鄂爾泰を抜擢した理由に以下のようないきさつがあった。鄂爾泰が内務府にあつたとき雍正帝は皇子としてまだ藩邸にいた。あるとき雍正帝は彼を呼び出そうとしたところ、鄂爾泰は臣下が皇子と私的に交わってはならない規則だとしてこれを拒否したことがあつた。皇帝位についた雍正帝はこのことを記憶して、彼の法を守る態度を高く評価したのである。楊

啓樵『雍正帝及其密摺制度研究』(三聯書店、一九八

一) 頁二二七、『清史稿』(列伝七五、鄂爾泰) 参照。

(4) 『襄勤伯鄂文端公年譜』(以下「年譜」と略)、『清史資料』第二輯、中国社会科学院歴史研究所、清史研究室編、一九八一、十)によると、この時合格した者に陳伉、羅鳳彩、蘇霖勃、楊汝柏などの知名の士が多く、鄂爾泰の門人は皆貴顕多しと言われた。

(5) 宮崎市定『科挙』(秋田屋、昭和二十一年) 頁二一八。

(6) 『宮中檔雍正朝奏摺』(以下「宮中檔」と略) 国立故宫博物院印行、台北、一九七七) 第一輯、雍正元年二月二十三日、劉堂奏。

- (7) 『宮中檔』第一輯、雍正元年三月十一日、繆沆奏。
 (8) 『大清世宗憲(雍正)皇帝実録』(以下「実録」と略) 卷七の十。
 (9) 『実録』卷二十四の五、两江總督查弼納奏。
 (10) 『宮中檔』第二輯、雍正二年六月八日、鄂爾泰奏への硃批。
 (11) 『宮中檔』第五輯、雍正三年十一月六日、張楷奏。
 (12) 『宮中檔』第六輯、雍正四年五月二十五日、鄂爾泰奏。
 (13) 馮爾康『雍正伝』(人民出版社、一九八五、九) 頁三三二〜三三四。
 (14) 『宮中檔』第五輯、雍正三年六月二十八日、馬会伯奏への硃批。
 (15) (16) 『宮中檔』第二輯、雍正二年二月二十九日、高其倬奏及び同奏中の雍正帝の諭。ここで、雍正帝は貴州巡撫毛文銓、雲南布政使李衛の人となりについても問うている。高其倬は毛については「老成謹飭、才具亦平。伊歷任多在辺省、頗悉彝土情形。貴州省小、多苗情之事、可以弁理。若大些省分、恐不能称」と述べ、李については「操守才具俱好。再徵加涵養、実係可用之才」と報告している。
 (17) 『宮中檔』第四輯、雍正三年六月二十八日、高其倬奏への硃批。
 (18) 雍正帝は四年二月九日には「楊名時既知過失、懇切奏請。仍准摺奏」と述べ、数カ月後には「前因人捏陷爾奏之、朕偶失斟酌之所致。今已明白何罪之有。朕再不粉飾一時之誤、枉罪汝也。朕之性情如此、不畏有過、但慮朕不能改耳」と述べ自分の誤った先入観を改めている。
 (19) 『宮中檔』第五輯、雍正三年九月九日、高其倬奏への硃批。
 (20) 『宮中檔』第四輯、雍正三年七月十三日、楊名時奏への硃批。
 (21) (26) 『宮中檔』第五輯、雍正三年十二月十八日、鄂爾泰及び同奏の硃批。
 (27) 「年譜」による。邁氏は席他拉氏の出、大学士兼吏部尚書邁柱の女。彼女は節約に努めた人で一縷絹の衣を数十年に互つて使用し、飲食は常膳に止どめ山海の珍味は上せなかつたと言われる。鄂爾泰との間に六男一女を生む。
 (28) 『宮中檔』第五輯、雍正四年一月十一日、石礼哈奏。この奏に雍正帝は「此の奏を覽て朕深く欣悦をなす。鄂爾泰は当代の大人物なり。勉めて之を法とすべし」

と殊批している。

(29) 『宮中檔』第五輯、雍正四年二月二十四日、鄂爾泰奏。

(30) 『宮中檔』第六輯。雍正四年八月六日、鄂爾泰奏への

殊批。

(31) (36) 『宮中檔』第六輯、雍正四年十一月十五日、鄂

爾泰奏及び同奏への殊批。

(37) 『実録』卷四十九の二十八。「実授鄂爾泰為雲南總督、

加兵部尚書銜」とあり、このとき兵部尚書をも加えられた。

(38) 『実録』卷七十四の十。「查広西地方離広東總督駐節之

処較遠、而与滇演黔兩省反相近。著鄂爾泰總督雲南広西三省。一応軍民事務、俱照總督之例管轄」とある。

(39) 鄂爾泰による貴州省内の改土帰流の推進により、同省

内の交通は改革され次の五本の大道が開通した。一、都勻から八寨、丹江を経て古州。二、清江から古州。

三、台拱から施秉県同知衙門。四、八寨から丹江、台拱を経て清江。五、古州から下江を経て広西懷遠県石

碑汛。『貴州公路史』第一册（人民交通出版社、一九八九—二）頁四十八—九。

(40) この時少保を加えられたのは他に、田文鏡、李衛、怡

親王ら十一人である。

(41) 殆ど毎月、多いときで十—十二、少ないときで二、平均して五—六本を上奏した。

(42) (43) 江蘇布政使時代には「実政十条」「実政六条」をだ

している。参照「年譜」。

(44) 『宮中檔』第六輯、雍正四年五月二十五日、鄂爾泰奏。

(45) 『宮中檔』第五輯、雍正四年四月二十日、楊名時奏。

(46) (48) 『宮中檔』第六輯、雍正四年六月九日、楊名時

奏及び同奏への殊批。

(49) 『宮中檔』第六輯、雍正四年十一月十五日、鄂爾泰奏。

(50) 『宮中檔』第十九輯。

(51) 『宮中檔』第九輯。

(52) (53) 『宮中檔』第十九輯、雍正九年十一月十日、高其

倬奏中の諭旨。

(54) 現在これらの地域には(一) 新平イ族、タイ族自治県

(二) 元江ハニ族、イ族タイ族自治県 (三) 墨江ハニ族

自治県 (四) 江城ハニ族自治県 (五) 西双版纳タイ族

自治州などが含まれる。一八六〇年代には、この地域

でハニ族を中心とする大規模な少数民族の抵抗運動が

起こっている。

(55) 『宮中檔』第二輯、雍正二年四月十九日、高其倬奏。

(56) 『宮中檔』第七輯、雍正五年閏三月二十六日、雲南布

政使常德壽奏。

(57) 『宮中檔』第七輯、雍正五年閏三月二十六日、鄂爾泰奏。

(58) 『宮中檔』第二輯、雍正二年五月二十八日、高其倬奏。

(59) (60) (62) 『宮中檔』第二輯、雍正二年四月十九日、高其倬奏。

其倬奏。

(61) (63) (66) 『宮中檔』第二輯、雍正元年十二月二十日、

高其倬奏による。

(67) 以下第一から第四までの処置は高其倬奏（雍正二年四月十九日）による。

(68) 刀光煥逮捕のとき印信、号紙（土官の死後、襲職者が差し出す職銜世系などを記した書類）を押収し、その他明の景泰年間に給与した「鍍金符信一面」を捜出した。

(69) 以上の普有才、陳阿巴の消息については高其倬奏（雍正二年四月十九日）による。

(70) 李衛の移転理由は（一）旧城は低地にあり健康上に問題がある（二）夏月には露水が無い（三）檳榔花の開花時にその毒を受けると言うもので、当時でも文武官弁は夏秋の間は山上の三家地方の公館に移り、冬初めに城に帰ると報告している。（『宮中檔』第五輯、雍正

三年十一月二十四日、李衛奏）

(71) (72) 鄂爾泰は三家山上は地狭く水少なく建城し難いと、現城は大江に囲まれ要害の地で、付近の少数民族の攻撃を防御するのに最適としている。普洱城は現状のまま三將一員、兵五百名を容れるのに十分としている。（『宮中檔』第五輯、雍正四年三月二十日、鄂爾泰奏）

(73) (76) 『宮中檔』第六輯、雍正四年七月九日、鄂爾泰奏。

(77) 『宮中檔』第六輯、雍正四年七月二十六日、常德壽奏。

(78) (81) 『宮中檔』第六輯、雍正四年九月十九日、鄂爾泰奏。

(82) (84) (93) 『宮中檔』第七輯、雍正五年二月十日、鄂爾泰奏及び同奏への硃批。

(85) (86) (90) (92) (96) 『宮中檔』第七輯、雍正五年三月十二日、鄂爾泰奏及び同奏への硃批。

(87) (89) 『宮中檔』第七輯、雍正五年閏三月二十六日、鄂爾泰奏。

(94) 張捷夫「論改土帰流の進歩作用」（『清史論叢』第二輯、中国社会科学院歴史研究所清史研究室編、一九八〇）など。

(95) 同(77)。

(97) (98) 『宮中檔』第八輯、雍正五年五月十日、鄂爾泰奏

及び同奏への硃批。

(99) 例えば次のような著書に持筆されている。『拉祐族簡

史』(雲南人民出版社、一九八六)頁三十〜三十四。

『雲南少数民族』(雲南歴史研究所編著、一九八三—

八)頁二百四十二〜三。

(100) (101) 同(87)。

(102) 『宮中檔』第十七輯。

(103) (104) 『宮中檔』第十八輯、雍正九年五月二十六日、鄂

爾泰奏及び同奏への硃批。

(105) 『宮中檔』第十九輯、雍正九年十一月十日、高其倬奏

中の朱批。

(106) (107) 『宮中檔』第十八輯、雍正九年九月一日、張允隨

奏及び同奏への硃批。

(108) (109) 『宮中檔』第十九輯、雍正九年十一月十二日、張

允隨奏。

(110) (111) 『宮中檔』第十九輯、雍正十年三月十一日、張允

隨奏。この奏に対して雍正帝は「此奏不達理、不通情、

不知輕重、通盤不是。錯謬處難以極論」と硃批し厳し

く張の要請を退けている。雍正帝には鄂爾泰を帰任さ

せる考えは全く遠のいていた。

(112) 『宮中檔』第十輯、雍正六年六月十二日、鄂爾泰奏。

(113) 『宮中檔』第八輯、雍正五年九月十六日以下の鄂爾泰

奏など。

(114) この地域の改土帰流については改めて論じたいと考え

ている。